

局所排気装置 ドラフトチャンバーに関する質問書に対する回答

| 仕様項目 | 質問No. | 質問内容 | 回答 |
|--|-------------------|--|---|
| <p>8 その他</p> <p>(10) 局所排気装置の労働基準監督署への届出および水質汚濁防止法、下水道法にかかる高松市への届出に必要な以下の書類を作成し、着工予定日の 60 日前までに香川県環境保健研究センター担当者に提出すること。</p> <p>①図面 ②摘要書 ③計算書 ④設置書 ⑤そのほかの必要な項目</p> | <p>1</p> <p>2</p> | <p>・既設品の申請をされているのであれば①図面の提出のみで問題ないと思われるがいかがか。</p> <p>・下水道法にかかる高松市への届出に必要な以下の書類を作成 ①図面、②摘要書、③計算書、④設置書、⑤そのほかの必要な項目について、それぞれ書類①～⑤を作成して提出することとなっているが、今回の入札案件についてはドラフトのみ更新するので、ドラフト本体の図面、性能の記入は可能だが、ドラフト～屋上スクラパー排気ファンの配管ルート等の情報がわからず、書類の提出ができない。今回はどこまでの書類の提出が必要か。また、既存の届出書類を提示いただき、更新される部分の作成でよいか。</p> | <p>仕様書に記載の書類は全て提出すること。</p> <p>必要に応じ、既存の書類を提示するので、更新される箇所（ドラフトのみ更新）について書類を作成し提出すること。</p> |